

京都府の市町村における保育所広域入所に関する実施要領

1 趣旨

この要領は、就労等の事情により、居住地以外の市町村に所在する保育所への入所を希望する子育て家庭の保育ニーズに応えるため、京都府及び府内市町村が、長期的な視点に立った相互扶助の精神に基づき、連携及び協働して府内における保育所の広域入所を円滑に促進するために制定する。

2 目的

この要領は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の6第1項の規定に基づき、府内市町村間における保育所の広域入所に関する連絡調整の方法を定める。

3 実施基準

- (1) 保育の実施を希望する保護者から、次の理由により居住する市町村以外の市町村に所在する保育所に入所申込みを受けた市町村は、入所申込先市町村と協議を行うものとする。
 - ア 保護者の勤務状況により、児童の送迎に無理が生ずる場合
 - イ 祖父母等の家族が所在し、家族の援助を必要とする場合
 - ウ 上記に掲げるもののほか、市町村長が必要と認めた場合
- (2) 委託の協議を受けた市町村は、定員に余裕があり、当面の市町村内の児童の入所に支障がない限りは、受入れを承諾するものとする。
- (3) 複数の児童の入所について同一市町村へ委託する、若しくは複数の市町村から受託の協議を受ける等入所児童の調整が必要な場合は、当該市町村の基準によるものとする。

4 実施方法

- (1) 保育の実施を希望する保護者から、居住する市町村以外の市町村に所在する保育所に入所申込みを受けた市町村は、速やかに入所申込先市町村に対し保育の実施委託協議書(様式第1号、若しくはこれに準ずるもの)により協議するものとする。
- (2) 委託の協議を受けた市町村は、保育の実施委託回答書(様式第2号、若しくはこれに準ずるもの)により、回答するものとする。

ただし、事前の口頭協議において、明らかに受入れが不可能と判断され、双方市町村が合意した場合に限り、当該協議の結果をそれぞれの市町村が書面に記録することにより、協議したものとみなすことができる。
- (3) 広域入所が決定された場合は、保育の実施委託契約書(様式第3号及び様式第4号、若しくはこれに準ずるもの)により、委託契約を締結するものとし、契約の期間は当該年度内とする。

- (4) 入所申込書記載事項の変更届及び毎年確認する入所児童の家庭状況については、その都度、委託市町村に報告するものとする。委託市町村は、公立保育所が受け入れている場合は受託市町村に、私立保育所が受託している場合は私立保育所に報告するものとする。

5 経費

(1) 保育料

保育料は、委託市町村が保護者から徴収するものとする。

(2) 運営費(委託料)

ア 運営費(委託料)とは、国で定める保育単価及びその他運営に係る経費とする。

イ 運営費(委託料)の請求は、公立保育所が受け入れている場合の経費にあっては、受託市町村が委託市町村へ請求するものとする。また、私立保育所が受託する場合の経費にあっては、私立保育所がそれぞれ委託市町村へ請求するものとする。

ウ 委託市町村は、前記イの請求に基づき支払うものとする。

6 調整会議

府内市町村間において前記 1 から 5 による調整が困難な場合は、当該市町村からの依頼に基づき、府は、学識経験者等で構成される調整会議を開催するものとする。

7 府外市町村との調整

府外市町村との広域入所においては、原則、当該市町村間で前記 1 から 5 により調整するものとし、調整が困難な場合は、府に協議するものとする。

8 補足

この要領に定めのない事項及び広域入所の実施に関し疑義が生じた場合は、府が関係市町村と協議して判断するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 22 年 3 月 17 日から施行する。
- 2 各市町村における入所手続等の運用事務の開始については、各市町村の実状に委ねるものとする。

様式第1号(第4関係)

第 号
年 月 日

(受託市町村) 様

(委託市町村)

保育の実施委託協議書

児童福祉法第24条第1項に基づき、貴管内の保育所において、下記のとおり児童の保育の実施を行いたいので協議します。

保 育 所 名	第1希望	第2希望	第3希望
保 護 者 住 所			
保 護 者 氏 名			
児 童 氏 名		年 月 日生(年齢 歳)	
		年 月 日生(年齢 歳)	
入 所 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考	入所を希望する理由		

添付書類 保育所入所申込書の写し

担当

TEL

FAX

様式第2号(第4関係)

第 号
年 月 日

(委託市町村) 様

(受託市町村)

保育の実施委託回答書

年 月 日付け 第 号で協議のありました児童について、下記のとおり回答します。

1 児童福祉法第24条第1項の規定により、当管内の保育所への入所を承諾します。

保育所名	児 童 氏 名	保護者氏名	住 所	受 託 期 間
	(年 月 日生)			年 月 日から 年 月 日まで
	(年 月 日生)			年 月 日から 年 月 日まで

2 次の理由により不承諾とします。

保育所名	児 童 氏 名	保護者氏名	住 所	不 承 諾 の 理 由
	(年 月 日生)			
	(年 月 日生)			

3 保育単価及びその他の経費については、別途通知します。

4 私立保育所との委託契約書の締結及び経費の請求等については、直接行ってください。

担当

TEL
FAX

保育の実施委託契約書

(受託市町村)を甲とし、(委託市町村)を乙として、甲乙両当事者は、児童福祉法第56条の6第1項の規定に基づき、保育の実施について、下記のとおり委託契約を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、乙の委託した児童福祉法第24条第1項の規定による児童について、保育の実施を行うものとする。

(運営費(委託料))

第2条 運営費(委託料)は、国の定める保育単価及びその他運営に係る経費とする。

2 甲は、前項の運営費(委託料)を乙に請求し、乙は、速やかにこれを支払うものとする。

(保育料の徴収)

第3条 保育料は、乙が保護者から徴収するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 (受託市町村長)

乙 (委託市町村長)

保育の実施委託契約書

(社会福祉法人 会)を甲とし、(委託市町村)を乙として、甲乙両当事者は、児童福祉法第56条の6第1項の規定に基づき、(受託市町村)の承諾のあった保育の実施について、下記のとおり委託契約を締結する。

(委託内容)

第1条 甲は、乙の委託した児童福祉法第24条第1項の規定による児童について、保育の実施を行うものとする。

(運営費(委託料))

第2条 運営費(委託料)は、国の定める保育単価及びその他運営に係る経費とする。

2 甲は、前項の運営費(委託料)を乙に請求し、乙は、速やかにこれを支払うものとする。

(保育料)

第3条 保育料は、乙が保護者から徴収するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 (法人の長)

乙 (委託市町村長)